

## 別府市公共施設再編計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 別府市公共施設マネジメント基本方針（平成27年4月策定）及び別府市公共施設等総合管理計画（平成28年4月策定）に基づき、今後の市が保有する公共施設の適正配置の方針及び施設保全の在り方について意見等を求めることを目的として、別府市公共施設再編計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について、調査及び検討の上、市長に報告する。

- (1) 市が保有する公共施設の適正配置計画、保全計画等に関すること。
- (2) その他公共施設の在り方や有効活用に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員6人で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、議長を除く出席した委員の過半数で決し、可否同数の

ときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、公民連携室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(制定理由)

別府市公共施設再編計画検討委員会を設置するにつき必要な事項を定めるため、要綱を制定しようとするものである。